

### 第3号議案

#### 蒲郡市空き家等適正管理条例の一部改正について

蒲郡市空き家等適正管理条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年2月26日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

#### 蒲郡市空き家等適正管理条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

#### 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行及び市内における空家等の現状分析等の結果を踏まえ、空家等対策計画の策定及び蒲郡市空家等対策協議会の設置について定める等により市の空家等に関する対策を推進するため提案する。

## 蒲郡市空き家等適正管理条例の一部を改正する条例

蒲郡市空き家等適正管理条例（平成25年蒲郡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 蒲郡市空家等適正管理条例

第1条中「空き家等」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、空家等」に、「市民」を「市民等」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第2条第3号中「市民」を「市民等」に改め、同条第4号中「空き家等の所有者、管理者又は占有者」を「空家等の所有者又は管理者」に改める。

第3条第1項中「市民」を「市民等」に、「空き家等」を「空家等」に改め、同条第2項中「空き家等が管理不全な状態となることを未然に防止するために、」を「空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する」に改める。

第4条の見出し中「市民」を「市民等」に改め、同条中「市民」を「市民等」に、「管理不全な状態の空き家等」を「特定空家等」に、「空き家等の」を「空家等の」に改める。

第5条中「空き家等が管理不全な状態にならない」を「空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさない」に、「空き家等を」を「空家等を」に改める。

第6条中「市民」を「市民等」に、「管理不全な状態の空き家等」を「特定空家等」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

(空家等対策計画)

第7条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

2 空家等対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適正な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（第11条の規定による助言若しくは指導、第12条の規定による勧告、第13条の規定による命令又は第14条の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 市民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(協議会の設置等)

第8条 法第7条第1項の規定に基づく協議会として、蒲郡市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 特定空家等の認定に関する事項
- (3) 特定空家等に対する措置に関する事項
- (4) 第10条第3項の規定により実施する緊急安全措置に関する事項
- (5) その他空家等に関する対策に関し、市長が必要と認める事項

3 協議会は、市長及び委員10人以内で組織する。

4 委員は、地域住民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が

委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「による命令を受けた所有者等がその措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが第1条の目的に著しく反すると認められる」を「により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同条の期限までに完了する見込みがない」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「に従わない所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずる」を「を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定により、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとる」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「にもかかわらず、空き家等の管理不全な状態が改善されない場合は、当該所有者等に対し、」を「をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、法第14条第2項の規定により、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の」に、「必要な措置を講ずる」を「、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「空き家等が管理不全な状態である場合は、所有者等に対し管理方法の改善その他必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導」を「法第14条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導を」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「管理不全な状態である空き家等」を「特定空き家等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 市長は、緊急安全措置を実施する場合において、当該空き家等の所有者等を確知できないとき、所有者等の同意を得るいとまがないときその他やむを得ない事由により当該空き家等の所有者等の同意を得られないときは、第1項の規定にかかわらず、所有者等の同意を得ないで、緊急安全措置を実施することができる。
- 4 前項の場合において、市長は、あらかじめ、協議会において協議するものとし、第2項の規定による通知は、同項各号に掲げる事項を告示することをもってこれに代えるものとする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(立入調査等)

- 第9条 市長は、空き家等を発見したとき、又は第6条の規定による情報提供を受けたときは、法第9条第1項の規定により、空き家等の所在及び当該空き家等の所有者等を把握するための調査その他空き家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市長は、法第9条第2項の規定により、第11条から第13条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空き家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
  - 3 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空き家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、法第9条第3項の規定により、その5日前までに、当該空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
  - 4 第2項の規定により空き家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
  - 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。